

KiKo NEWS

櫛田神社節分厄除大祭



ホール経営者、責任者の皆様へ～また繰り返された「立入拒否」
冬の節電実施中!～全国のホールが協力



福岡市・櫛田神社節分厄除大祭

高さ5m30、幅5m。木型と紙で作られた日本一大きいと言われるお多福が厄除祈願の参拝者を迎える。腰をかがめてお多福門(口の部分)を通り抜けると、能舞台から「福はあーうちいー。鬼はあーそとー」の声に乗って豆や宝(食事券や映画チケット等)がまかされている。

2月3日、櫛田神社では江戸時代末期から続く節分厄除大祭が盛大に行われる。毎年有名人が舞台に登場するが、今年は人気歌舞伎役者・市川染五郎がゲスト。

続日本紀によると、節分は悪霊払いとして宮中で飛鳥時代の706年に始まった日本独自の伝統行事。神社は節分祭、寺院は節分会(せつぶんえ)と呼び、日本中の寺社で行われているが、なかでも博多どんたく(5月)博多祇園山笠(7月)博多おくんち(10月)と一年中大きな祭事を行っている博多総鎮守・櫛田神社は祭上手だ。

お多福の大きな面を見ただけで福がやってくる気がする。(N)

CONTENTS

2 February
2015

ホール経営者、責任者の皆様へ	1
～また繰り返された「立入拒否」	
今度は兵庫で「立入拒否」 機構の窓から	2
「立入検査」「立入拒否」	4
冬の節電実施中!～全国のホールが協力	10
店長に求められる知識「業界知識XIV」	15
「銀世界の裏」79～油断	18
相互乗り入れサービスの可能範囲 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

ホール経営者、責任者の皆様へ

また繰り返された「立入拒否」

機構の立入検査を拒否する事例が昨年兵庫県で発生した。

機構発足以来2例目である。

なぜ自らサインした誓約書の内容を無視する行為が出たのか。

機構検査の意義や方法などを

全日遊連など各団体や地方の組合が

ホール現場などに浸透させていないのではないか。

ホールの業務に携わる店舗の責任者や

指導する立場にある経営者の皆さんには

「不正排除」を目的に

機構が第三者機関としてスタートした意味を再認識して頂きたい。

拒否事例とともに

誓約書の内容をはじめとする機構検査部の立入検査について

改めて説明する。

遊技産業健全化推進機構



遊技産業健全化推進機構

今度は兵庫で「立入拒否」

機構の検査を拒否する「立入拒否事案」が年の瀬の12月に入って兵庫県で起きた。不正排除を目的にホールもメーカーも一致して立ち上げた機構の検査を拒否する行為はなぜなのか。検査が始まって8年。2件目の拒否事案に啞然とした。機構は直ちに「審査会」を招集、当該ホールの立入拒否には正当な理由がないと判断し、ホームページで公開している機構の検査を受け入れると約束したホール約1万2000店から当該店舗の名前を消したほか、14社員団体並びに業界紙にもその事実を連絡した。

2件目の立入拒否は12月2日の午後12時30分に起きた。兵庫県内のホールに伺った3人の検査員が決められた通りの手順で応対した責任者に説明を始めた。

- ① 誓約書のコピーを示し検査に来たことを告げ、
- ② 検査員の身分を示す「身分証明書」を示し、「統一ジャンパー」の着用理由などを説明。
- ③ さらに機構本部に電話連絡し身分証明書

のナンバーを確認してもらったことを依頼した後、

④ 遊技中のお客様が不利益にならないよう十分な配慮をすることを告げた。

これに対してホール側は

- ▽検査員が名刺を出さない。氏名を名乗らない。運転免許証も見せないのはゴト師と同じであり、ゴト師に遊技機は見せられない。
 - ▽誓約書は7年前のもので古すぎる。何故誓約書を毎年取り直すなどしないのか。
 - ▽検査させるにしてもジャンパーの着用は拒否する。お客さんにもいろいろ言われるし、ジャンパーの中にゴト道具を隠しているかもわからないので信用できない。
 - ▽検査に来るなら開店前か開店後に来るべきだ。
 - ▽検査をさせるのであればゴトをしない証明書を書くべきだ。
- と主張したほか「誓約書は有限中間法人になっている。一般社団法人ではないからおかしい」といい、検査員の「法人名は法改正による移行

機構の 窓から

で、法的効力に変化はない」ことなど40分以上にわたった説明を「君らは信用できない」と検査を拒否した。

連絡を受けた機構本部は検査員をホール外に退去させ、まず兵庫県遊協に連絡「出来るだけ検査を受けるよう」説得を依頼しようとしたが「幹部不在でわからない」とのこと、幹部を探してもらおうよう依頼した。

午後2時過ぎ県遊協の幹部と連絡が取れたが「そちらの判断に任せます」との返事だったため、本部から当該店舗に電話、責任者と話す。しかしホール側は「県遊協にも県警本部にも連絡した」。さらに前述の主張を繰り返すのみで説得には応じなかった。

この間20分ほどの説得だったが最終的に14時37分、「立ち入り拒否とせざるを得ない」と告げホール側もこれを認めた。

機構は検査員に立入拒否を告げ、警察庁生活安全局保安課に事実関係の報告を行った。

このホールには2010年11月にも立入検査に伺い、この時は何のトラブルもなく4台を検査している。

また、今回対応した責任者は「自分は組合の活動も長年積極的にやった」とも言っていたよ

うだ。

居丈高になるわけでもなく直接交渉でも電話でも冷静な話し方で拒否の意思は激情に駆られたものではなさそうだった。

改めて言う気など全くないが機構の検査を何故始めなければならなかったのか、また、なぜ誓約書を取り交わし組合員も非組合員も同じ条件で全国一律の検査を始めたのか忘れたとでもいうのだろうか。

業界関係者のいない機構の職員にすれば検査を始めて8年、2万店を超す検査をしてもまだ検査開始当初と同じことを繰り返して検査を嫌がったり、誓約書で約束したことを、自分の考えと違うと言って拒否したりするホール関係者がいるとは呆れたといわざるを得ない。

検査を忌避したがる店に対して機構はこれまでもあらゆる手立てを尽くして数時間かけても説得して検査を実施してきた。理由は一つ。「ホールやメーカーと関係ない第三者が検査して不正機はないようです」という保証が信用を取り戻し、お客さんの回帰につながる」という気持ちからだ。だがこんな状態では説得などに時間をかけず、淡々と作業を進めるだけにした方が良

(勝)

立入検査

機構とホールの関係 誓約書

誓約書は機構とホールが「ともに不正排除に努力していきましょ」という約束の文書である。組

員、非組合員、法人、個人など経営形態や所属によって一部書式は異なるが、内容は同じである。

ホールが組合員の場合を例に取れば、誓約する相手は機構代表理事、全日遊連理事長、店舗が立地

平成 年 月 日

全日遊連組合員法人用)

法人名 _____

法人所在地 _____

法人代表者 _____ 会社印 _____

店舗名 _____

店舗所在地 _____

の定款及び規程並びに全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」と恒常的な不正根絶の取組みに協力する証として、下記事項を認諾し、本誓約

記

8. 当社は、新たに店舗を開設した場合には、当該店舗に係わる誓約書を速やかに所属する都府県方面組合、全日遊連を通じて、機構に提出します。
9. 当社は、関係法令遵守を謳ったポスター等の店舗への掲示を含め、関係法令に違反する行為の排除、関係法令に違反する遊技機等の排除の決意を告知し、取組みの徹底を図ります。
10. 当社は、遊技機等の購入又は移動にあたり、製造業者若しくは販売会社と締結した契約書等の条項を遵守し、関係法令違反があった場合等には、そのために従うものとします。
11. 当社は、当社の機構への本誓約書の提出状況（取り下げを含む。）及び、本誓約書に記載した情報、当該店舗が受けた検査結果等の情報（立入拒否を含む。）などを、機構のホームページに掲載されること並びに機構が監督官庁、関係団体、製造業者及び販売会社に提出することに同意します。
また、あわせて当社が営業に関して遊技機の不正改造を理由とする行政処分（風営法第26条第1項に基づく営業停止処分に限る。）を受けたか否か、及びその処分内容について、機構が監督官庁に確認することにも同意します。
12. 当社は、本誓約書を提出することにより機構から付与される誓約書提出証明証を受領後、直ちに当社の店舗毎に掲示・掲出します。なお、当社が本誓約書を取下げ、機構による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は営業に関して遊技機の不正改造を理由とする行政処分（前項の処分と同じ。）を受けたときは、直ちに当該行政処分の通知書の写しを添えて、当社に係る誓約書提出証明証を機構に返納します。

以上

する都府県方面組合の理事長となる。3つの組織の検査を受け入れることに同意することになる。

誓約書ではまず、風適法など関係法令の違反の有無を調査する立入検査を受けられることがうたわれている。「営業時間の内外を問わず、随時、無通知」の検査を「承諾します」と書かれており、

法人名や所在地、代表者、店舗名、店舗所在地を記入したうえで、代表者の方が署名、捺印する。この誓約書を取り交わした時点で「契約」が成立したことになる。

これが機構検査部が日々実施している検査の根拠になる。いわゆる「当事者が了解した」約束事に基づいて検査は行われている。

これが誓約書の「1」。全12項目のうち最も重要な部分である。

検査に関わる項目は「2」にもあり、「立入検査の結果、異常が判明した場合は、警察への通報も含め、機構等が執る措置に同意します」となっている。検査で異常が発見されるということは何らかの法令に違反している可能性が高い。不正防止・法令遵守は機構の基本である。機構としては行政当局等へ連

誓約書

誓約書管理番号 ○○-○○○○○

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 代表理事 殿
 全日本遊技事業協同組合連合会 理事長 殿
 ○○○遊技業協同組合 理事長 殿

当社は、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の「不正防止対策推進要綱」の趣旨に全面的に賛同するとともに、書を提出致します。

- 当社は、当社の店舗内における遊技機及び周辺機器（以下「遊技機等」という。）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無を調査する機構の職員による立入、若しくは機構の協力要請を受けた団体の検査員等が行う立入、又は所属する各都府県方面組合若しくは全日遊連が実施する立入に関し、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器及び検査機器等を使用した検査を含めた必要な方法等により、当社の店舗が検査をうけることを承諾します。
- 当社は、前項に定める立入の結果、異常が判明した場合は、警察への通報も含め、機構等が執る措置に同意します。
- 当社は、当社の店舗が関係法令に違反したことを認知した場合、機構の定款及び規程並びに不正防止対策推進要綱の規程に従うことを承諾します。
- 当社は、当社の全従業員及び当社の店舗において業務に従事するすべてのものに対し、本誓約書の趣旨を周知し、その遵守を徹底することを約します。
- 当社は、関係法令に違反することとなる遊技機等の改造をしないこと、関係法令に違反する遊技機等を購入し、設置し、使用しないことを厳守します。
- 当社は、関係法令違反行為排除を徹底するため、当社の店舗における遊技機等の自己点検を率先して行います。
- 当社は、関係法令に違反していると疑わしい行為等に関する情報を入手した場合には、直ちに警察及び所属する都府県方面組合、全日遊連を通じ、又は直接機構に報告します。

立入検査の実際
 絡する必要がある。そうした措置

をあらかじめ通告しているわけだ。

立入検査実施要綱

誓約書が立入検査受け入れの了解文書とすれば、具体的にホールの現場で検査員がどう検査を行う

ていくのかを定めたものが立入検査実施要綱となる。ここでも第1条で「遊技機及び周辺機器に関する不正等を根絶し、安心安全な遊技環境を整備するため」と改めて目的が強調されている。

立入検査の方法は第6条にまとめてある。1で「営業時間の内外を問わず、随時かつ無通知」の検査とし、検査対象とするホールは事前に代表理事の承諾を得て（第

3項）、「業者又は管理者その他の従業員」が立ち会う（同4項）ことを定めている。そして同5項には検査員が行う事務を列挙している。この内容を把握していれば、ホール側が実際に機構検査員による検査かどうか、確かめることが出来る。

(1) 検査要員の身分を示す「身分証明書」を携帯するとともに機構検査員「統一ジャンパー」を着用すること。

(2) (略) 営業所の関係者から、前号の身分証明書の提示を求められた場合には、それを提示すること。

(3) (略) 当該営業所から機構に提出された誓約書の写しを提示して、立入検査についての説明を行うこと。

(4) (略) 遊技中のお客様が不利益を被ることのないよう十分な配慮を行うこと。

以下の項目では、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機等の検査を行う場合には、チェック表を用いることや目視点検及び写真撮影等必要な検査を行うことが記されている。

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、遊技機及び周辺機器に関する不正等を根絶し、安心安全な遊技環境を整備するため、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）が行う（他の団体に協力を求めて実施する場合も含む。）、ぱちんこ許可営業者等の営業所等（以下「営業所」という。）への立入検査（以下単に「立入検査」という。）の実施方法その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(誓約書提出証明書の発行及び立入検査の対象)

第2条 機構は、機構の定款第4条第1号アに規定する誓約書（以下単に「誓約書」という。）を提出した営業所に対し、別記様式第1号の誓約書提出証明書（以下単に「誓約書提出証明書」という。）を発行する。ただし、第7条第5項に基づき誓約書提出証明書が回収された営業所であって、当該回収された日から起算して6月を経過しないところには、誓約書提出証明書を発行しないこととする。

2 立入検査を実施する対象は、誓約書提出証明書を受領し、現に保持しているすべての営業所とする。

(法令違反に関する情報の取扱い)

第3条 機構は、機構のホームページに投稿された遊技機の不正改造（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第20条第2項の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けた遊技機又は同条第4項の公安委員会の検定を受けた型式に属する遊技機について、風営法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の公安委員会の承認を事前に受け、又は同法第20条第10項において準用する同法第9条第3項の公安委員会への届出書の提出を事後に行うことなく変更したことをいう。以下同じ。）その他法令違反に関する情報を、機構の立入検査に有効に活用するとともに、他の団体にも提供できるものとする。

(審査会)

第4条 機構に、代表理事並びに代表理事が委嘱した役員及び職員で構成する審査会を置く。

2 審査会は、検査部（事務局の組織及び運営並びに業務の執行に関する規程（以下「事務局規程」という。）第2条第1項の検査部をいう。以下同じ。）から、立入検査の結果（立入検査を拒み、妨げ又は忌避した（以下「立入検査を拒否した」という。）事実を含む。）について連絡を受け、その内容について次項及び第4項に定める事務を行うために必要な審査を行う。

3 審査会は、前項に規定する立入検査の結果の審査により、遊技機及び周辺機器の不正改造その他法令違反の容疑が認められた場合は、速やかにその旨を当該立入検査が行われた営業所を管轄する都道府県警察の担当部署に通報する。また、当該容疑が認められたかどうか及び警察への通報の有無を検査部に連絡する。

4 審査会は、第2項に規定する立入検査を拒否した事実についての審査により、当該立入検査の対象となった営業所が立入検査を拒否したと認められる場合には、次に掲げる措置を執るよう検査部に連絡する。

(1) 当該立入検査を拒否した日から起算して6月を経過するまでの間、機構の一般向けのホームページから当該営業所の情報を削除すること。

(2) 機構の社員団体向けのホームページで当該営業所が立入検査を拒否した事実に関する情報を掲載すること。

(機構事務局)

第5条 機構事務局は、誓約書の受理、第2条第1項に規定する誓約書提出証明書の発行及び回収、立入検査の実施並びに誓約書を提出している営業所及び立入検査の結果（立入検査を拒否した事実を含む。）の公表及び関係者への情報提供に関する事務を行う。

2 立入検査を行う要員（以下「検査要員」という。）は、代表理事の任命した機構の役員及び職員とする。

3 代表理事は、特に必要があると認める場合には、機構の役員及び職員以外の者を臨時の検査要員に任命することができるものとする。

(立入検査の方法)

第6条 立入検査は、立入検査を行う営業所の営業時間の内外を問わず、随時かつ無通知で、必要により撮影機器及び検査機器等を使用して実施する。

2 立入検査は、原則として複数の検査要員をもって実施する。ただし、事

務局規程第5条第1項の協力を得て立入検査を行う場合には、この限りでない。

3 立入検査は、事前に代表理事の承諾を得た営業所に対し実施する。

4 立入検査は、それを行う営業所の営業者又は管理者その他の従業員（以下「営業者等」という。）の立会いの下で行う。

5 立入検査において、検査要員は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 検査要員の身分を示す「身分証明書」（別図1）を携行するとともに機構検査員「統一ジャンパー」（別図2）を着用すること。

(2) 立入検査を行う営業所の関係者から、前号の身分証明書の提示を求められた場合には、それを提示すること。

(3) 立入検査を行う営業所の営業者等に対し、当該営業所から機構に提出された誓約書の写しを提示して、立入検査についての説明を行うこと。

(4) 立入検査を行う営業所が営業中の場合には、当該営業所の営業者等に対し、当該営業所においてお客様に立入検査について説明するよう求めること。また、遊技中のお客様が不利益を被ることのないよう十分な配慮を行うこと。

(5) ぱちんこ遊技機等（回胴式遊技機を除く。）の検査を行う場合には、別記様式第2号のぱちんこ遊技機等（回胴式遊技機を除く。）チェック表を用いて、目視点検及び写真撮影等必要な検査を行うこと。

(6) 回胴式遊技機の検査を行う場合には、別記様式第3号の回胴式遊技機チェック表を用いて、目視点検及び写真撮影等必要な検査を行うこと。

(7) 計数機（ぱちんこ遊技機用）の検査を行う場合には、別記様式第4号の計数機（ぱちんこ遊技機用）チェック表を用いて、ぱちんこ玉確認、計数機（ぱちんこ遊技機用）試用及び写真撮影等必要な検査を行うこと。

(8) 計数機（回胴式遊技機用）の検査を行う場合には、別記様式第5号の計数機（回胴式遊技機用）チェック表を用いて、メダル枚数確認、計数機（回胴式遊技機用）試用及び写真撮影等必要な検査を行うこと。

6 事務局規程第5条第1項に規定する協力の求めを受けて立入検査を行う検査要員以外の者は、検査要員の指示をうけて、前項第3号から第8号に掲げる事務を行う。

(立入検査の結果の取扱い)

第7条 検査要員は、別記様式第2号から第5号に必要な事項を記載したものをもち、立入検査の結果を検査部に報告するものとする。

2 検査要員は、立入検査を行う営業所が立入検査を拒否した場合は、その旨を検査部に速やかに報告するものとする。

3 検査要員は、立入検査により、遊技機及び周辺機器の不正改造その他法令違反の容疑が認められた場合は、速やかに、その旨を当該立入検査を行った営業所を管轄する都道府県警察の担当部署に通報するとともに、検査部へ報告するものとする。

4 検査部は、第1項又は第2項に規定する報告を受けたときは、速やかにそれを審査会に連絡し、その審査を受けるものとする。

5 検査部は、審査会から、第4条第3項に規定する連絡を受けたときは、その内容を可能な範囲で当該内容に係る営業所に通知するとともに、誓約書を提出している営業所並びに立入検査の実施及び当該内容に関する情報を可能な範囲で機構のホームページ上に公表するものとする。また、検査部は、審査会から、第4条第4項に規定する連絡を受けたときは、当該連絡に係る営業所から誓約書提出証明書を回収するとともに、当該営業所に関して同項の措置を執り、そうしたことについて当該営業所に通告するものとする。

(関係者への情報提供)

第8条 検査部は、誓約書を提出している営業所並びに立入検査の実施及びその結果（立入検査を拒否した事実を含む。）に関する情報について、関係団体及びぱちんこ許可営業者等から照会を受けたときは、可能な範囲で当該情報について提供するものとする。

(秘密の保持)

第9条 検査要員その他立入検査に従事するすべての関係者は、立入検査に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 その他、この要綱に定めのない事項は、代表理事が定める。

附 則

この要綱は平成19年3月20日から施行する。

平成20年12月1日 一部改定（第1条）

平成23年1月19日 一部改定（第4条、第5条、第6条、第7条）

ホール側は身分証明書やジャンパー、誓約書の持参などで、機構の名前をかたった偽物ではなく、本当に機構の検査員かどうか確認出来る。

機構の検査は前記の事項を守り、ホール営業の妨げにならないように常に配慮している。各島がお客さんでいっぱい空いている台が少なく、検査を行うと迷惑がかかるような場合に検査を強行するようなことは絶対にならない。だから、「営業時間の内外を問わず」と開店前や閉店後でも検査が実施できるよう誓約書や実施要綱に入れているのだ。

この点を是非ご理解頂きたいと思う。

検査の確認

直通専用電話

検査の確認は統一ジャンパーなど「3点セット」の他にもある。

機構事務局への問い合わせである。

機構事務局では検査実施日には

各検査員がどの地域のどの店舗に行くか予定を把握し、立入検査に訪れたホールから問い合わせがあれば、対応出来るよう態勢を整えている。

ホール責任者の方から電話が入った場合、

① 電話を入れてきた店舗が**検査対象のホール**かどうか。

② 店舗に訪れた検査員が提示する**身分証明書の番号は何番か**。

—— など事務局員が答えることにしている。

直通電話は
03・011-00・2011-1
(検査専用)

機構検査員が店舗に伺った際には遠慮なく、この番号に電話をして頂ければ身元の確認などが出来る。

なぜ匿名なのか

また、身分証明書については「なぜ、名前を名乗らないのか」という質問を受ける。各検査員の証明書には顔写真と機構のマーク、固有の番号が記載されている。個

統一ジャンパー（前後）と身分証明書



人名を記載しないのは検査の**公平性を確保**するためである。

検査の結果、遊技機及び周辺機器に不正改造などが発見され、行政通報に至る場合もある。そうした措置を逃れようと検査員に懐柔を働きかけたり、または恫喝しようとしたりするケースがないわけ

ではない。検査の予定を探り出そうという接触もなくてはならない。第三者機関である機構としては全国のホールを平等に扱うことが基本になっている。立入検査はすべて公平、公正に行っている。そうした基本事項を守るための「匿名」と理解して頂きたい。

昨年12月12日付けのお知らせ

事務連絡
平成26年12月12日

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
各社員団体 御中

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事 河上 和雄



機構検査部の「立入検査を拒否した」事例のお知らせ

平成26年12月2日に兵庫県内のぱちんこ許可営業所に対して、当機構検査部の検査要員が、当該営業所が提出した誓約書に基づき立入検査を実施するために入店したところ、当該営業所の責任者がこれを拒否しました。

当機構と致しましては先週5日に緊急の審査会を開催し、本件問題について審議を行いましたが、当該営業所の営業者は明らかに立入検査実施要項第4条に規定する「立入検査を拒否した」と判断致しましたので、この事実を関係団体の皆様にお知らせ致します。

なお、当機構と致しましては、立入検査実施要項第4条第4項に基づき、当機構のホームページに掲載している当該営業所の情報を6か月間削除致します。あわせて当機構の社員団体のみが閲覧可能な社員団体専用のホームページに「立入検査を拒否した」事実に関する情報を掲載する措置を執ります。

以上

立入拒否

立入拒否とは 審査会決定

立入検査の拒否とはどういった基準で決められ、誰が判断するのか。

まず、立入拒否とはどういった内容の場合なのか。簡単に言えば、機構の立入検査が実施できなかったケースのことで、原因がホール側の妨害によるものがこれに当たる。

平成22年8月の理事会で協議し、
① 検査員に対する**暴言や、暴力行為に及んだ**

② 説得に時間がかかり、**概ね1時間**を越えて検査に入れない

③ (機構に誓約書を提出しているのに) **認識がなく**、検査が出来ない

④ その他の理由
——と定義した。

この内容は機構の社員団体へ連絡し、周知徹底を依頼した。さらに業界紙等へも公表していることなので、当時大きく報道されたことを記憶されている方も多いと思う。

立入拒否の判断

審査会

では、誰がどこで立入拒否を判断するのか。

そこで審査会が設けられている（立入検査実施要綱第4条）。メンバーは代表理事と代表理事が委嘱した機構役員らである。現在は副代表理事ら4人で構成されている。

機構検査員はホールが立入拒否をした場合、その事実を検査部に報告。検査部が審査会に速やかに連絡する仕組みになっている（同7条）。現場に行った検査員の報告を審査会が判断する訳だ。

審査会は検査員の報告内容、当該店舗の誓約書提出の事実、過去の検査例などを細かく審査、報告

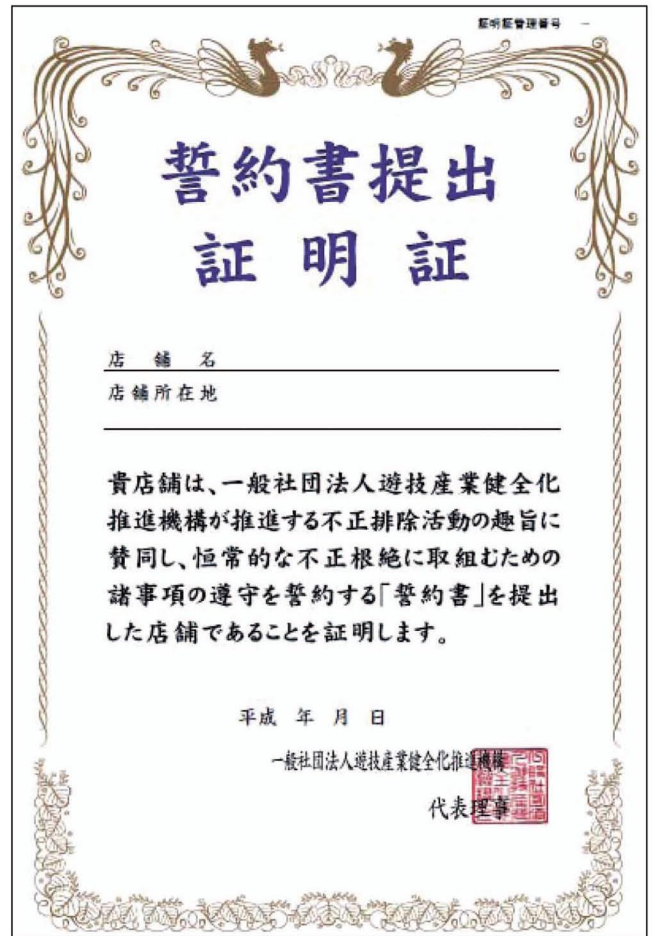
立入拒否店舗の措置

誓約書提出店舗リストからの削除

立入拒否の判断が出された場合、審査会は立入検査実施要綱第4条に基づき、次の措置を決める。

- ① 機構の一般向けホームページから**当該店舗の情報**を削除する。
- ② 機構の社員団体向けホームページに当該店舗が**立入拒否した事**

誓約書提出証明書



された事案が立入拒否に当たるかどうか慎重に判断する。

実に関する情報を掲載する。

店舗情報削除の期間は、当該立入検査を拒否した日から起算して6か月を経過するまでの間と決められている。

この決定を受けて機構検査部は

ないよう細心の注意を払っている。立入検査拒否というような事態は是非避けたいと思っている。

遊技機の不正改造などが横行すれば、ホールが社会的信用を失うことになるのは明白である。お客さんに対する約束違反というばかりではなく、違法行為なのだから法令遵守が基本の業界全体の信頼は失墜することになる。遊技人口の減少が進行する時期、新たなファンを獲得して行くには公平で裏のない遊技であるというイメージ構築が必須となる。

ホール経営者、責任者の皆さんには、長期的に業界の信用を向上させ、発展に繋げる機構の活動を支援、協力して頂きたいと思う。

なお、機構の立入検査に関する情報はホームページで公開している。「誓約書を提出されたホール経営者の方へ」など実際の検査現場での取り決めなどもまとめてあるので参考にして頂きたい。

改めてご協力をお願い

不正絶滅を目指して

冬の節電 実施中!

全国のホールが協力

冬の節電が沖縄を除く全国で実施されている。

原発稼働ゼロの冬は2年連続で、

各電力会社が予備率を確保できる見通しのため、

数値目標は設定されていない。

鉄道会社が駅のエスカレーターを停止するなど

様々な対策が取られており、各地のホールなども協力している。

厳冬期を迎えた北海道のホールの対応を報告するとともに

全国的な取り組みを紹介する。

東日本大震災から来月で5年目に入る。

電力不足で街が暗闇に包まれた光景を忘れてはいけないだろう。

札幌駅前広場

雪と寒さとの闘い

ひまわり札幌駅前タワー店

上空から眺めると白い大地がどこまでも続き、道路と森が幾何学模様を描いている。羽田から航空便で約1時間半。到着した千歳空港の気温はマイナス1度。薄い雲がかかっている。時折雲が切れ、鉛色の空から日が差し込む。その瞬間、単色の風景が華やかなきらめきの世界に変化する。昨年末、北海道を訪れた。

JRの快速エアポートで札幌に向かう。途中、雪が降り始め、札幌駅に到着した頃は本格的な吹雪になっていた。駅前広場に出る。足元がアイスバーンになっている。やや左前方の交差点角に7階建てのビルが目に入る。壁面の大型ビジョンに「ひまわり」の文字が映し出されている。合田観光商事（合田高丸社長、本社・札幌市）傘下の「ひまわり札幌駅前タワー店」である。

最大需要電力20%カット

吹き付ける雪を避けながら、氷



店内



島に設置された温度計を示す右近さん



ひまわり札幌駅前タワー店

雪を踏みしめて歩道を渡る。店舗の2重ドアをくぐる。肌に刺さるような寒さが和らぐ。島ではコートやオーバーを着込んだ男性やフード付きのアノラックを着込んだ女性らがハンドルの握っている。遊技機の上部に葉の形をした緑のプレートが並ぶ。パチンコ640台、スロット260台を抱え、従業員は47人。地下1階から4階までがホールとなっている。

大きなビルで暖房は必須。遊技機台数も多い大規模店なので節電もたいへんなのだらうと思っていたが、「いろいろな設備が増設されていますが、デマンド値（最大需要電力）は下がっています」と店舗責任者の店長代理、右近孝洋さんが説明してくれた。同ビルのデマンド値（2月）は対前年で2011年9%、12年2%、13年8%、14年1%と毎年ダウンしている。昨年のデマンド値458kWは2010年の564kWに比べ約20%も減っている。

過剰な電力使用による停電を防ぐには、電力使用量よりもデマンド値を下げるのが重要になる。政府の対策もいかに電力使用が集中しないようにするかに重点が置

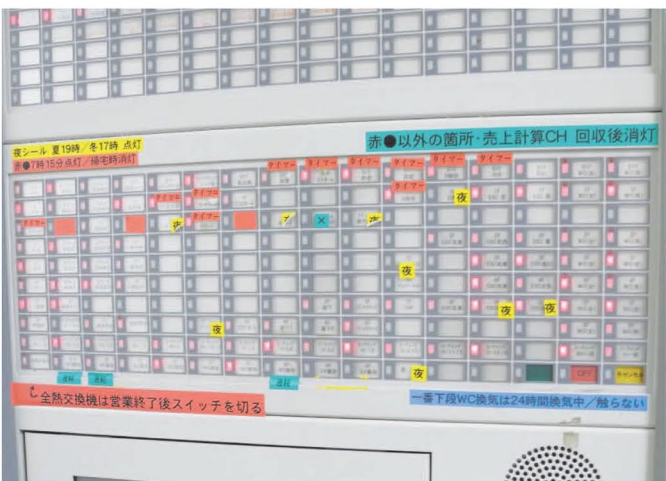
かれている。同ビルの場合電力使用量も年間239万kWh（13年）と2010年の248万kWhより減らしている。

電力監視装置の威力

なぜ、こうした削減が可能だったのか。

2011年末に導入した「電力監視装置」が威力を発揮したという。電力使用状況を24時間監視し、きめ細かい対応を継続してきた結果、「真冬でも最大値に行かなくなりました」。電力使用を管理する総務部の出口良文さんが言葉に力を込めた。

電力会社との契約電力は530kW。最大需要電力が500kW以上のユーザーの契約方法で、使用した最大電力が契約の基準となる。このため、「電力使用が上限に近づいている」ことを知らせる自動警報電力量を515kWに設定している。使用量が上昇してくると事務所のパソコンや責任者の携帯にメールが自動的に発信される。緊急時には遊技機のあるホール以外の空調や窓際の水銀灯などで電力調整を行っているという。6階事務所にある出口さんのパソコン



電力使用の細かい指示が書かれている

グラフをチェックする出口さん

には1日ごとに時間を追った使用電力のグラフが保存されている。その日の使用量が黄色の棒グラフで、前日の実績が青の点線でそれぞれ表示され、比較が出来るようになっていて。出口さんがマウスを操作すると夏場のグラフなど過去のデータがすぐ表示された。

電力使用の約70%は空調が占める。最も気を遣う。といってお客さんに寒さを感じさせるわけにはいかない。島には温度計が設置されており、従業員が小まめにチェックしている。右近さんは「設定は25度にしていきます」と説明する。遊技機の発する熱やお客さんの体温などで実際の気温は28度程度となる。お客さんはたいいコートなどを着込み、防寒に備えているので、「お客様から苦情などが来ることはまずありません」という。

やはり頼りになる人力

室外機は66台ある。屋上に設置してある様子を見せてもらった。7階の機械室を抜け、戸外へ。一気に気温が下がり、雪が吹き付けて来る。通路に吹きだまりが出来ている。深い新雪を踏みながらゆっくり進む。通路を抜けると室外

機がずらりと並び、稼働していた。猛吹雪の時は室外機のファンが雪で停止してしまうこともあるという。だから点検が欠かせない。

歩道のロードヒーティングも行っており、これも降雪センサー(温度と水検知)で管理している。それだけでは対応出来ないで、開店前などに従業員たちが雪かきを行う。室外機の点検や温度計のチェック、開店前の電源や照明のスイッチ操作、降雪時の除雪作業などやはり頼りになるのは「人力」のようだ。

同店のヤマは2つ。15〜16時と19〜20時。昼間はシニアのお客さんが多く、夜の部は仕事帰りのサラリーマンらが占める。何と言っても強みは人口190万人を擁する道都の玄関口・札幌駅に直結していることだ。すすきの——同駅を結ぶ地下街は大きく横にも広がっており、店舗の出入り口は地下にもある。右近さんは「冬場は80〜90%のお客様が地下街からお越しになっています」と話す。

全社で環境へ取り組み

同社は東日本大震災以前から節

冬の節電実施中!

全国のホールが協力

北海道電力の横断幕



地下街の案内板



地下街の「節電」掲示



駅掲示は照明なし (地下鉄構内で)

節電要請の横断幕が

札幌市内の様子はどうかの。市営地下鉄で繁華街に向かった。同市は北電の電力料金値上げや節電を理由に早朝などを除き、地下鉄と路面電車の車内暖房を停止している。しかし、ホームや車内は防寒着のおかけか、そう寒さは感じなかった。この措置は3月まで続く。

電に取り組んでいる。37店のホールを展開しているが、2007年から2013年までに全店で電力使用量を約2割削減している。監視装置やLEDの導入に加え、無駄な電飾を排除した。カラフルな電飾のホールが多い中、「光害」など環境へ配慮し、外装、内装とも電飾の取り付けを極力抑制したという。AEDの設置やインフルエンザ予防の除菌剤・抗菌消臭剤の配置など以前からお客さんへの配慮をされており、その延長で環境整備や節電が進められたようだ。

地下鉄を降り、地下街を歩く。階段を上がり、大通り公園に出ると一面の雪。吹雪が激しくなっている。テレビ塔の脇を通り、北電本店に行くと、横断幕が掲げられていた。白地に赤で「節電にご協力をお願いいたします」。そして「ご不便とご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません」と書かれている。

島の温度計やパソコンの電力使用のチェック、そして除雪作業。日々の細かい作業が「電力使用削減」という大きな目標達成に貢献していることが実感できた。

地下街に戻り、すすきの方面へ。ガラスドアなどに「節電中」の張り紙があり、照明は間引きされている。商店街以外は薄暗い。ここは遊技機台数1000単位の大型店がひしめく、ホール激戦地。そのひとつをのぞいてみた。夕方だったが、サラリーマンらしき背広姿の男性やコートを着込んだ女性らが台に向かっている。3〜4割程度の入りだが、器が大きいだけに人数はかなりいるのだろう。ひっきりなしに人が出入りする。皆、地下街から上がってくる。地上は人通りが少なく、閑散とした印象だった。やはり地下街と繋がっているのが強みなのだろう。それでも低貸しのコーナーが混み合う光景は他の地域と同じだった。



全国のホールが協力

政府 予備率確保の見通し

北海道は多重対策

政府の「2014年度冬季の電力需給見通しについて」によると、沖縄を除く9電力で厳冬期に予備率6・4%を確保できる見通し。北海道の11・4%をはじめ東北9・0%、中国8・3%、東京7・9%、北陸7・2%、中部5・7%、四国5・5%の順で、原発依存度の高い関西、九州が各3・0%と一番低い数字となっている。

このため、節電の数値目標は設定しなかった。期間は3月31日までの平日（年末年始は除く）9時から21時まで（北海道と九州は8時から21時まで）とした。

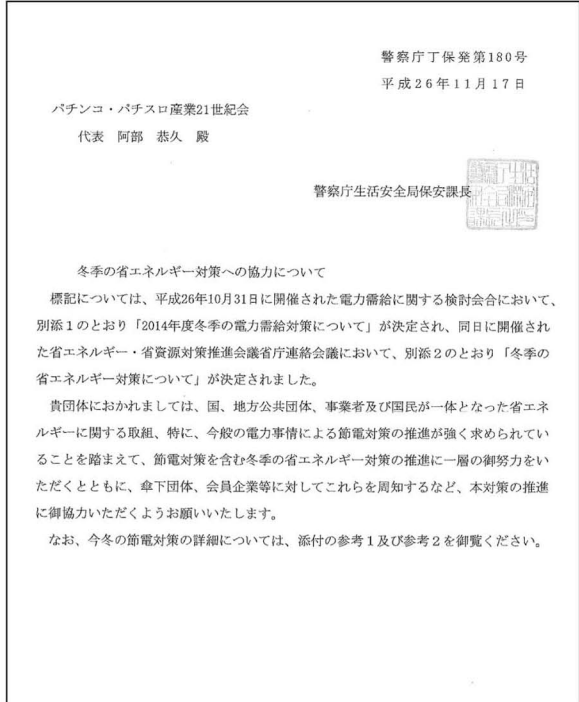
ただし、この計画は企業、家庭などの節電が従来通り行われるという「前提」で作成されている。2010年と比較して北海道4・7%、東北2・1%、東京7・7%、中部2・3%、関西4・8%、北陸2・8%、中国1・3%、四国4・6%、九州3・7%の節電が実施されると見込んでいる。数値目標はなくとも、この数字を実現

することが求められることになる。

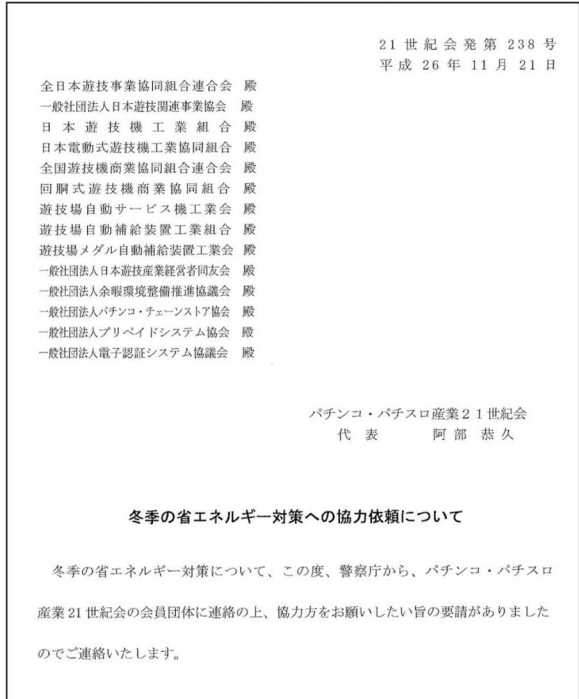
特に北海道の場合、予備率の数値は高いものの

- ① 他電力会社からの電力融通に制約がある
 - ② 発電所1基にトラブルが発生した場合、予備率に与える影響が大きい
 - ③ 厳冬の地域なので、電力事情のひっ迫が市民の生命、安全を脅かす恐れがある
- などから多様な対策が必要とされた。

警察庁は21世紀会に「冬季の省エネルギー対策への協力について」を发出



21世紀会は加盟団体に「協力要請」を伝えた



まず、「計画停電回避緊急調整プログラム」を策定、大規模な電源喪失時に発動する。過去最大の電源喪失は137万kW。この想定でも予備率が「3%以上」を確保

警察庁 21世紀会へ要請

できるよう設定した。期間は12月15日から2月27日まで。契約電力が500kW以上の大口需要家に協力を要請し、18万kW以上の需要削減を目標にしている。

警察庁は昨年「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」（阿部恭久代表）に「冬季の省エネルギー対策への協力について」を发出、節電を要請した。政府の対策を伝え、遊技業界に協力を求める内容。

「特に、今般の電力事情による節電対策の推進が強く求められていることを踏まえて、節電対策を含む冬季の省エネルギー対策の推進

に一層の御努力を」とし、「傘下団体、会員企業等に対してこれらを周知するなど、本対策の推進に御協力いただくようお願いいたします」と例年通りの対応をするよう要請している。

「特に、今般の電力事情による節電対策の推進が強く求められていることを踏まえて、節電対策を含む冬季の省エネルギー対策の推進

これを受けて同会は日遊協、日工組など加盟団体に「協力要請」を伝えた。

「特に、今般の電力事情による節電対策の推進が強く求められていることを踏まえて、節電対策を含む冬季の省エネルギー対策の推進

これを受けて同会は日遊協、日工組など加盟団体に「協力要請」を伝えた。



店長に求められる知識

業 界 知 識 XIV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

消費税徴収方法の名称

- 内税方式
…玉1個4円、メダル1枚20円に含む形で消費税を徴収する方式
- 貸玉個数調整方式（外税）
…売上金額に対して貸玉個数を調整（玉切り）する方式
（別称：玉切り方式、貸玉数変更方式）
- 貸玉料金調整方式（外税）
…カード入金額より遊技料金を徴収する方式
（別称：カード徴収方式、カード減算方式、現金減算方式、金額調整方式）

ここからは、問題を解きながら解説していきます。

今回は、消費税に関する問題を取り上げます。消費税は、平成26年4月1日より5%から8%へ17年ぶりの増税が実施されました。パチンコ業界は、徴収方法のみならず、遊技料金の表示方法、賞品の最高限度額の変更など、数多くの対応に追われることとなりました。平成27年に予定されていた10%への増税は延期されることになりましたが、長期的には更なる増税も十分に可能性があり、消費税に関する知識をしっかりと身に付けておくことが重要です。まずは、基礎知識として徴収方法の解説をします。

徴収方法

【問題】

パチンコ店における玉・メダル貸し出し時の消費税徴収方法に関する説明として、正しいものはどれか。

【選択肢】

a：遊技種別（パチンコとパチスロ）は同一で遊技料金が異なる場合（パチンコ1玉4円と1円など）に限り、同一店舗内で内税方式と外税方式を混在することが認められている。

b：遊技種別（パチンコとパチスロ）が異なる場合に限り、同一店舗内で内税方式と外税方式を混在することが認められている。

c：遊技種別（パチンコとパチスロ）が外税方式で統一されている場合に限り、同一店舗内で貸玉個数調整方式と貸玉料金調整方式を混在することが認められている。

d：遊技種別（パチンコとパチスロ）、遊技料金に関わら

ず、システムが対応していれば、同一店舗内で内税方式と外税方式を混在することが認められている。

【回答分布】

- a : 19・6%
- b : 19・6%
- c : 34・2%
- d : 26・6%

【正解と解説】

正解はdです。

警察庁は平成25年8月27日付で「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の解釈運用基準を変更する通達を発出しました（施行日は平成25年10月1日）。

その通達における解釈運用基準6「遊技料金等の基準」の第2号「賞品の提供方法に関する基準」では、「(略)〜当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額は、消費税額及び地方消費税額を加算した額に乗じて得た額をいう」と変更しました。それまで、「(略)〜消費税及び地方消費税額を含まないものとする」とされていたことから、賞品交換時の玉およびメダルの価値には、消費税が内税方式で含まれるようにな

ったことを明示した形となります。それに伴い、「貸玉料金」は「遊技料金」に消費税を加えたものから、「貸玉料金」という概念が無くなり、「遊技料金」は消費税を含むものと明確にされました。

右記より、賞品交換時の玉およびメダルの価値に消費税が内税方式で含まれるのであれば、パチンコ・パチスロ、遊技料金の組み合わせを問わず、内税・外税方式の

改正前
貸玉料金Ⅱ遊技料金＋消費税
改正後
遊技料金Ⅱ本体価格※＋消費税
※上限玉1個4円、メダル1枚20円

消費税徴収方法とその影響（消費税率8%時）

	内税方式	外税方式	
		貸玉個数調整方式	貸玉料金調整方式
貸玉個数(100円)	25個	24個	25個(※)
交換個数(1,000円賞品)	250個	240個	232個
影 響			
遊技料金	遊技料金(税抜)の値下げが必要	遊技料金(税抜)をほぼ上限に設定することが可能	遊技料金(税抜)を上限に設定することが可能
稼働・粗利	粗利率が変わらなければ粗利が減少	投資金額が変わらなければ稼働が減少	投資金額が変わらなければ稼働が減少

※別途、玉1個につき0.08円をカードより徴収

混在は認められるということになります。よって、選択肢を順番に見ていくと、a、b、cいずれも誤りであることが分かります。

消費増税直後より、パチスロの貸玉個数(貸メダル枚数)調整方式を中心に外税方式を採用する店舗が急増しました。利益確保の理由から、今後の更なる増税時にはその数をより増やしていくことも予想されます。3つの徴収方法と、それぞれの影響をしっかりと理解しておきましょう(左上)。

賞品の最高限度額

【問題】
消費税率8%時において、賞品価格の最高限度額はいくらか。

- 【選択肢】
- a : 9600円
 - b : 1万円
 - c : 1万368円
 - d : 1万800円

- 【回答分布】
- a : 19・3%
 - b : 39・6%

- c : 18・5%
- d : 22・6%

【正解と解説】

正解はcです。

平成26年1月24日、警察庁は消費増税に伴う風適法施行規則の一部改正案を公表しました。

その中の第35条「遊技料金等の基準」において、「(略)賞品の価格の最高限度額に関する基準は、一万円を超えないこととする」とされている箇所は、「(略)9600円に当該金額消費税等相当額を加えた金額とする」と改められました。

ちなみに、9600円とは遊技機規則における「ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格における当たりの出玉数の上限(2400個)」に、遊技料金の4円を乗じた金額であることが発表されています。改正前のように消費税込1万円を最高限度額とし続けるのであれば、税率が上がる度に本体価格が値下げされることになり、結果、魅力ある賞品が提供できな

よって、消費税8%時の賞品の最高限度額は、 $9,600円 + (9,600 \times 8\%) = 10,368円$ となります。

くなることから、パチンコ店、お客様双方にとって好ましい改正と言えるでしょう。

賞品交換個数

【問題】

以下の消費税徴収方式を採用しているパチンコ店において、1箱430円のタバコと交換するとき、風適法違反となるものはどれか。

選択肢	徴収方式	遊技料金	計算式	交換個数
a	内税方式	1個4円	$430円 \div 4円 = 107.5個$	108個
b	貸玉個数調整方式	100円24個	$430円 \times 24個 \div 100円 = 103.2個$	103個
c	貸玉個数調整方式	500円116個	$430円 \times 116個 \div 500円 = 99.76個$	100個
d	貸玉料金調整方式	1個4.32円	$430円 \div 4.32円 = 99.53...個$	100個

【回答分布】

a : 4・8% b : 55・2%
c : 18・4% d : 21・6%

【正解と解説】

正解はbです。

平成26年3月12日、全日遊連は「遊技料金の表示方法」に関する報告に伴い、賞品交換時に端数が発生する場合の対処法について、タバコを例に挙げて左記のように解説しました。

この場合、少額の賞品が準備で

タバコを提供する場合

(1) 玉交換時に端数が発生する場合は、「切り上げ」て交換する
遊技料金を24個100円と設定した場合に430円のタバコと交換するとき
 $430円 \div 100円 / 24個$
 $= 430円 \times 24個 / 100円 = 103.2個$

この場合、端数を切り上げ玉104個で交換する。

※複数箱のタバコと交換する場合は「切り上げ」(1箱あたり0.8個)分相当の賞品をもって充当する。

きないときは、賞品を提供せずに

小数点以下の端数について「切り上げ」(お客様の負担)とすること
は法令違反とならないとされました。一方、小数点以下の端数について「切り捨て」(パチンコ店負担)とすることは、タバコの小売定価に満たない玉の数量でタバコを提供することになり、等価交換規制に違反するおそれがあると明言しています。つまり、賞品交換時の玉個数、メダル枚数の端数は「切り上げ」、差額の端数は「切り捨て」となります。選択肢の中で、唯一bはその条件を満たしていない

玉1個、メダル1枚の遊技料金が割り切れない場合は、小数点表示はせずに玉数と金額を表記

例) 「500円116個(玉)」、
「1,000円47枚」など

玉1個、メダル1枚の遊技料金が小数点第2位まで割り切れる場合は、小数点表示が可能

例) 「1個(玉)4.32円」、
「1枚21.6円」など

いため、風適法違反に該当します。
ここで、遊技料金の表示方法についてもおさらいしておきましょう(左上)。

その他、コーナー名などの店内表示も遊技料金と合致した表記でなければいけないことや、最少貸し出し単位での玉、メダル数で表記しなければいけないことも併せて発表されました。若干、ややこしい面もあるルールですが、お客様に誤解を与えないために作られたものです。しっかりと理解した上で遵守してください。

◆
消費税問題に限らず、パチンコ店の運営は法律や規制などの突発的な外的要因による影響を大きく受ける業種です。それは結果的に、お客様には目まぐるしいルール変更を課し続けることでもあります。そのため、パチンコ店では内容とその理由を誠実に伝える姿勢が求められます。

情報を素早く取り入れ、正確に理解し、分かりやすく発信する仕組みを作っていきましょう。

銀世界の鑛

79

油断

文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

小学校からのツレが、ある日オレにこう言った。

「少し危ない橋を渡るけど良い仕事があるぜ？」

以前のオレなら、ニヤリと笑って「やらねえよ」と答えただろう。

だけど、その日は「やる」と即答した。

数日後、オレはツレと一緒に、とある町のマンションへと向かった。

「少し危ない橋」なのはわかっていたが……マンションの一室に入ってから、これは正直「やっちゃまった」などと後悔した。

多少危なくても、ツレがなんとかしてくれるだろうという甘い気持ちがあった。

ツレがやれてるんだから、オレにもできないはずはない、と少しな

めていたのかもしれない。

だけど、その部屋の中は「少し危ない橋」は「危ない」どころではなくって、そもそも断崖絶壁で橋なんてかかってないのに、「何言っているんだ？目の前に橋はあるだろ？さあ、渡ってみろよ」と言われているかのような雰囲気だった。

つまり、少々のヤンチャでは出会うことなかった、完全にカタギじゃないような男達がそこにいたというわけだ。

とはいえ、ツレの手前、「オレ、やっぱ帰るわ」とは言えない。

ツレが椅子に座ったんで、オレもならって横の椅子に座った。

オレをじろじろ見ていた男のうち、正面のちよっといいソファに座ったいかつい感じの男がオレに「お前が今日から働くことになったヤツか？」と聞いてきた。

この人がこの中のリーダー的な位置にいるのだろう。

「働く」という言葉が出てきたが、オレはまったく「やる内容」を聞いてない。

なんとなく、どういう方向の仕事かは以前、ツレが話したのでわかってはいるが、具体的なことは全然わからない。

あせて隣の方のツレの顔を見るが、

ツレは「そうだろう？」ってな顔でオレを見ているだけ。

オレは仕方なくうなずいた。

「〇〇さん、こいつのことはオレが保証しますんで、大丈夫ですよ。口も堅いし、仕事も真面目にやりますから……な？」

最後の「な？」はオレのほうを向いて言った言葉だ。

もちろん、それに対する反論はしてはいけない雰囲気だ。

オレは自然に笑顔を浮かべた。

ツレは、数年前から「ゴト師グループ」に入っていた。

オレらはお互い就職してから、月

に1回以上は飲みにいっている幼馴染だ。親友と言ってもいい。

だから、ツレが「ゴト師グループ」に入ったことは聞いていた。

ゴトってのは、パチンコ屋で悪いことをすることだ。

簡単に言えば。

同じヤンチャしてた仲間であるオレにも、グループに入らないかと声をかけていた。

だけどオレには結婚の話が出てくるカノジョがいて、ゴトっていうのはつまり犯罪なワケで、さすがにオレはできねえよと断っていた。

ツレも納得して、それ以降はオレを誘うことはなくなっていた。

でもまあ、たまに「今日はヤバくてさ」とか世間話で仕事の話はしていた。

ところが事情が変わったのだ。

オレは大学中退してから、半導体組み立ての現場で派遣として働い

ていたが、2か月ほど前に派遣切りにあつて、貯金も底をついてきたのだ。

そうだったら、カノジョはオレの前から去っていった。

ふざけんな！オレはツレにグチった。

そして悪いことは続いた。

実家では親父が倒れ仕事ができなくなつて、兄貴夫婦とお袋とで面倒を見ている。

実家に戻ろうにも、そんな状態なのでオレが住まわせてもらうような余裕はない。

兄貴には「むしろ、こっちが援助してもらいたいぐらいだ」と嫌味を言われた。

なんとか新しい仕事を探さなくてはと焦るが、ハローワークに通つても、なんだか以前の現場よりも劣悪なものばかりなような気がして、なかなか思うように就職が決まらなかった。



裏世界の銀



オレはまたツレにグチった。

そしてツレは、「少し危ない橋を渡るけど良い仕事があるぜ？」とオレに言ったのだった。

わかってはいたけれど、やはりゴトの仕事だった。

で、オレに課せられた仕事は「初心者向けの」玉やメダルの持ち込み。

あまり好きにはならなかったものの、オレはそれなりにパチンコは

やっていたので、「持ち込み」というのがどういうことなのかは理解していた。

他店の玉やメダルを持ち込んで遊技したり計数させたりして、景品交換する、という手口なんだろう。

ちなみに、あとでツレに聞いたらツレは、セルゴトというのを担当していると聞いている。「職人技を要するんだぜ？」とちよつとエラそうだった。

さて、オレにとつちアド緊張のひ

とときだったが、どうやらオレも仲間の一員として迎え入れてくれることに決まったらしい。

「じゃ、あんちゃん、ちよつとこっち来てや」と、サラリーマンっぽい男がオレの肩をたたいた。

サラリーマンっぽい男は、同じマシンの別な部屋を案内してくれた。

どうやら彼が、持ち込みグループのリーダーなのだという。

というか、マジでフツのサラリーマンにしか見えない。「犯罪者」には全く見えなくて、まるで銀行員のような感じだ。

案内された部屋に入ると、なるほどパチンコ玉や、パチスロのメダルがたくさん置いてある。

その後、サラリーマンさんから、いろいろと説明があった。

オレたちの仕事はここにある玉やメダルをホールに持ち込んで景品交換すること。

ただし、そのまま計数させてはくれないから、適当な台で打って稼いだものを計数する。

つまりあくまで交換するのは獲得した玉やメダルということだ。

しかし元手は持ち込んだ玉やメダルだから、獲得した玉やメダルがほぼ利益ということになる。

気をつけるべき注意点としては、玉やメダルをどうやって持ち込むか？が重要なんだけど、夏場は意外とやりやすい。

サラリーマンさんはオレの顔をじつと見て「なぜかわかるかお前？」と聞いた。

もちろん、わかるわけがない。オレが黙っていると、サラリーマンさんは話を続けた。

それはホールが油断しているからなんだ。

冬はお客がみんな厚着してくるだろう？つまり服に隠しやすいというので、逆にホールも神経を尖らせているわけだ。

ところが夏はお客も当然のように薄着で、玉やメダルを隠すのはカバンとかしかなければ結構、ホールも気を抜くわけだよ。



ここが狙い目なんだよ。

ということでお前にはこれをはいてもらう。

サラリーマンさんが手にとったのは建設作業員がはくズボン。

ダブダブの、特攻服とかでもよく使われる、ニッカポッカとかって言われているズボンだ。

しかもそれは特製のニッカポッカで、メダルなら一度に千枚程度は隠せるらしい。

ポケットが恐ろしく長い、というかズボンの中で輪のように繋がっているから、玉やメダルを入れやすいし、もともとダブダブのズボンだから見た目はわからない。

そして上着はTシャツやランニングシャツ。

それに汗拭き用のタオルなどをクビにかければ見た目は建設作業員風になる。

そうか、そういうことだったのか。

「お前が合格になったのは、けっこう日に焼けてるからなんだよ」

サラリーマンさんはそう言った。

こういう格好の男ってのは、日に焼けてないとおかしい。オレは無職になるまでは定期的にサーフィンをかしてたんで、建設作業員を装うには向いていたということなのだ。

そして、そんな風体の男が2〜3人で連れ立って入店する。

まったくメダル貸し機を使わないとバレることもあるから、そこは

注意。適当にお金は使い、Aタイプなどで遊ぶ。

そして遊技して大当たりしたら、これまた適当なところで交換して終了。

もともとホッパーに入っていたメダルが払い出されたら、終わりにするという。

計数される時もメダルはチェックされるから、こういった対応をとっているのだという。

そして仕事を終えたら景品交換してすぐに遠くに逃げる。

もちろんその店では当分仕事はやらない。

「大丈夫なんすか？」

サラリーマンさんは「平気、平気！」と笑った。

パチンコホールはゴト被害を警察に届けることは非常に少ないから、現行犯で取り押さえられない限り

は、ほぼ大丈夫なのだそうだ。

「だから、これは初心者向きなんだよ」

マジメそうな見かけのサラリーマンさんが「大丈夫」と言うと、本当に大丈夫なような気がしてきたというか、オレにはもう、これしか道がない。

「じゃ、明日は〇時に〇〇に集合な？」

「ハイッ！」

目の前の橋は、確かにボロボロで危険なのかもしれない。

でも、オレの背後には、橋すらかかってないのだ。

もう戻ることはできない。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

相互乗り入れサービスの可能範囲



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 貯玉・再プレイシステムの

相互乗り入れサービス

について

貯玉・再プレイシステムの機器メーカーが加入する自工会(一般社団法人遊技場自動サービス機工業会)では、平成26(2014)年4月1日、1円パチンコ・5円スロット等の低貸玉営業と4円パチンコ・20円スロット営業を併用しているホールにおける異なる遊技料金による貯玉同士の相互乗り入れが警察庁から認められたとして、これに対応できるように規約を改訂した。併せて、自工会ではユーザーであるホール業者の組合・全日遊連(全日本遊技事業協同組合連合会)にこの新サービス導入に関するホールの諸注意事項を提出したとのことであり、現在、全日遊連で

は、この注意事項を基にしたガイドライン作成に向けた作業に入っていることである。

ところで、自工会が作成した注意事項は公開されていないが、概ね以下のような内容であるという。

- (1) 相互乗り入れは貯玉・再プレイシステムの新機能の一つであり、この機能の導入の可否はホールが任意に判断できる。
- (2) パチンコの口座とスロットの口座との間の相互乗り入れはできない。
- (3) 相互乗り入れの対象となる貯玉(メダル)と、乗り入れによって払い出される玉(メダル)は等価でなければならない。
- (4) 乗り入れの準用であるとして、異

なる遊技機料金の貯玉同士を合算した商品提供をすることはできない。

- (5) ホール内の何れかの機器によって遊技客本人の相互乗り入れ利用の意思が確認されなければ乗り入れはできない。
- (6) 合理的な理由がない限り相互乗り入れの運用を制限してはならない。

等であるという。

このうち、(6)は、例えば、「1円パチンコの玉を4円パチンコの玉に変換できるが、4円パチンコの玉を1円パチンコの玉に変換することはできない」という、恣意的な運用をしてはならないということである。

2

貯玉・再プレイシステムの

法的検討

ところで、自工会の注意事項の(1)で、相互乗り入れサービスを「貯玉・再プレイシステムの新機能の一つ」としている点は、要するに、このサービスは、貯玉・再プレイ会員に限る、すなわち、いわゆる当日カードには適用されないということである。しかしながら、このように相互乗り入れサービスを貯玉・再プレイ会員だけに限定することに合理性はあるのだろうか。

この問題を検討する前提として、そもそも貯玉・再プレイシステムとはどのようなものなのかを法的に分析する必要がある。

このシステムは、「営業所ごとの会員カード等を利用して当該営業所内のコンピュータ等において当該会員が獲得した遊技球等の数量を管理する」システムと定義付けられているが(風適法解釈運用基準第十六9(2))、更に法的に分析すると、ホールが、客に対して、獲得した玉・メダルそのものではなく、その玉数分の景品交換をする権利又はプレイをする権利の行使を留保し、後日再来店した際に改めてこれ

を行使することを認めるという、ホールと客との合意、すなわち、貯玉・再プレイに関する契約関係に基づくものである。そして、貯玉・再プレイに関する契約は、客が遊技料金を支払って玉を借りることにによりホールとの間に成立する、遊技に関する契約とは、関連性はあるが、別箇の契約であるということになる。

風適法上、ホールは、景品として現金又は有価証券の提供、景品の自家(直)買い、玉の店外に持ち出させ、そして、玉の預り証発行が禁止されているところ(同法23条1項1号4号)、ホールが玉を預かること自体は禁止されていないし、貯玉データは、「当該営業所内のコンピュータ等において」記録されているだけで、「当該数量を当該会員カード等に」記録することをしない」ものであって、会員カードは預り証にも該当しないので(風適法解釈運用基準第十六9(2))、このシステムが存立し得るのである。

3

相互乗り入れサービスの

法的検討

貯玉・再プレイに関する契約を簡単に説明すれば、いわば、玉数分の景品

交換やプレイをする「権利の取り置き」を認める契約である。

そして、ここでいう玉数分の景品交換やプレイをする権利とは、玉数分の貸玉料金相当の権利に抽象化され得るから、例えば4円玉250個分の貯玉は1000円分の景品交換又はプレイをする権利が留保されていることになり、この権利を再び4円玉250個に戻すことも、1円玉1000個分にすることも法的には何ら問題はなく、客とホールとの契約自由の原則の支配する領域となる。今まで「相互乗り入れサービス」が行われて来なかったのは、システムのオペレーション上の問題があっただけであろう。

また、このように、貯玉によって「取り置きされる権利」が玉数分の貸玉料金相当の権利そのものと理解すれば、(自工会の注意事項には反するが)4円玉250個分の貯玉を20円メダル50枚というように、パチンコとスロット間の「相互乗り入れサービス」も可能と考えることもできる。

4

当日カードの相互乗り入れの

可否

これに対し、いわゆる当日カードに

ついでには、なぜ、相互乗り入れが認められないのであろうか。

当日カードは、遊技客の来店当日の遊技料金の支払額に応じた貸玉数並びにアウト玉数及びセーフ玉数を管理す

るだけであり、貯玉・再プレイに関する契約にあるような、玉数分の権利の行使を保留して後日再来店時に改めてこれを行使用することを認めるという合意内容はないものと解釈することもで

ホールの、客に対して、

獲得した玉・メダルそのものではなく、

その玉数分の景品交換をする権利

又はプレイをする権利の行使を留保し、

後日再来店した際に

改めてこれを行使用することを認めるといふ、

ホールと客との合意、

すなわち、

貯玉・再プレイに関する契約関係に

基づくものである。

ポイント

きる。

そうになると、貯玉・再プレイに関する契約を結んでいない当日カードだけの客に対して、「取り置きされた権利」の対当額での交換を認める相互乗り入れサービスの提供はあり得ないということになる。

これに対し、当日カードも、当日限りにおいては、ホールが客に玉数分の景品交換やプレイをする「権利の取り置き」を認めるといふ点では貯玉・再プレイシステムと何ら異なる合意を前提にすると考えるのであれば、「取り置きされた権利」の対当額での交換を認める相互乗り入れサービスの提供はあり得ると解釈することができ

る。そして、このような解釈からは、貯玉・再プレイ会員と当日カードの客との間に相互乗り入れサービスを認めない合理的な理由が存しない限り、両者を不当に差別して問題であるという理屈も成り立つ。

以上の二つの解釈が可能だが、自工会が初めから相互乗り入れサービスを貯玉・再プレイシステムの付随的なサービスであると規定する点は、やや業界の利益に偏したものではないかという疑念も抱きかねない。

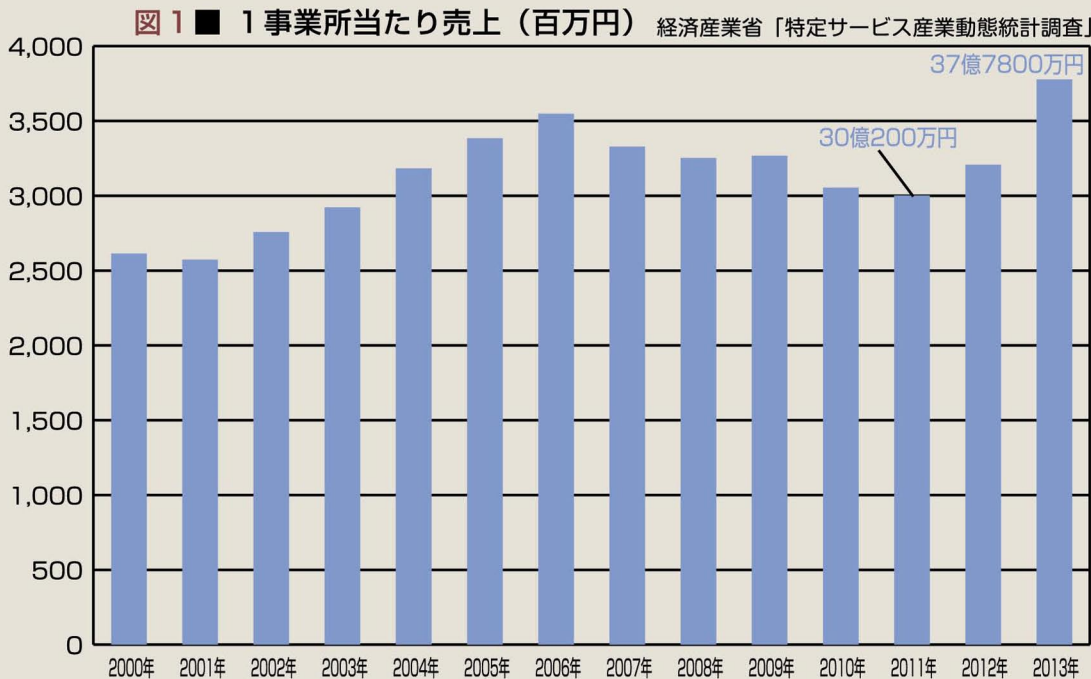
データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第九十一回

人材育成に 力を

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所



1事業所当たりの
売上が増加？

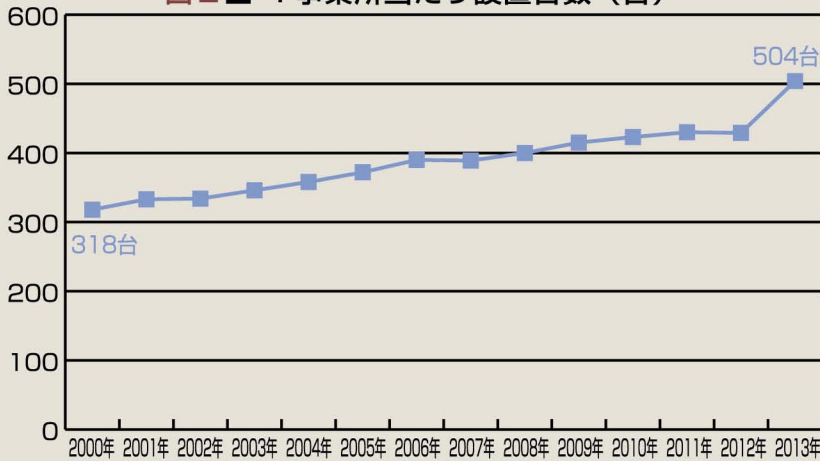
今回は、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査からパチンコ産業の現況を見てみましょう。

売上や設置台数、従業員数の推移などからパチンコ店経営の進むべき方向を検証してみます。

図1は1事業所当たり売上の推移です。2011年に30億2000万円まで落ち込んだ売上が2012、2013年とだ

いぶ盛り返してきています。2013年には過去最高の37億7800万円にまで膨れあがっています。レジャー白書では遊技人口や売上の減少が指摘されているのになぜ、こんな数字が出て来るのか。多くの業界関係者は違和感を覚えるかもしれません。これは統計の特性から生じています。同調査では、売上高上位の企業を調査対象にしているため、一般のパチンコ店経営者の方々の実感とは乖離した結果を示すようです。

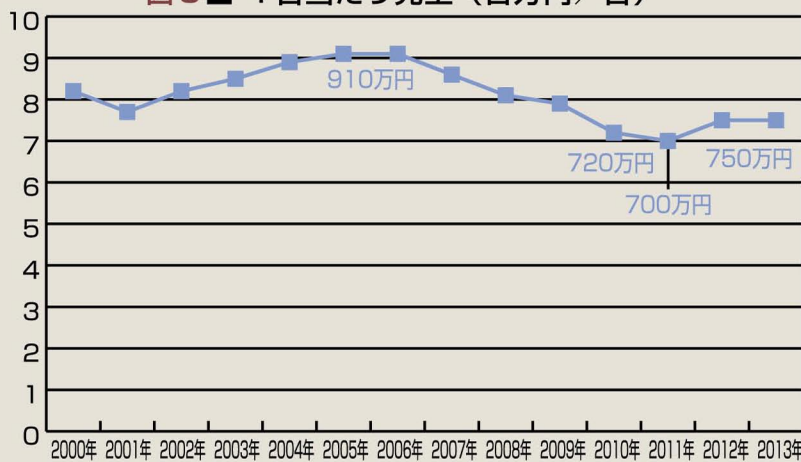
図2 ■ 1事業所当たり設置台数 (台)



この数字は増加傾向にあります。1事業所当たりの設置台数は2000年に318台だったものが2013年には504台に膨れあがっています。前年比でも75台増です。ホール店舗の大型化を反映したものと考えられます。

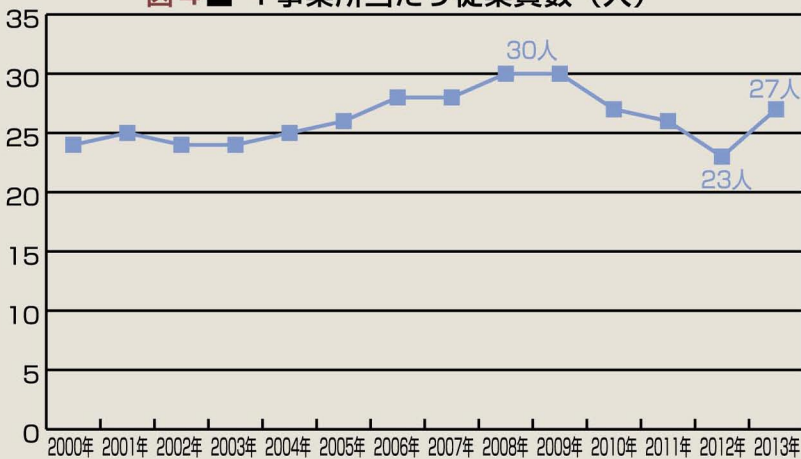
台当たり 売上は横ばい

図3 ■ 1台当たり売上 (百万円/台)



次に図3の遊技機1台当たりの売上高を見ると、2005、2006年に910万円だったものが、2010年720万円、2011年に700万円と落ち込んでいます。東日本大震災の被災による影響が現れたものでしょう。そして2012、2013年になっても売上は750万円程度とそれほど伸びてはいません。台数は増えても売上は伸び悩みというデータです。この数字の方が一般的なパチンコ

図4 ■ 1事業所当たり従業員数 (人)



特定サービス産業動態統計調査では、従業員数のデータも取っています。図4は1事業所当たりの従業員数です。2008、2009年が30人と最も多く、2012年には23人にまで減少したものの、2013年には27人に増えていま

進む 省力化

店の経営者や従業員の方たちの日常感覚に近いのかもしれませんが。

差別化は人、 品質は人

え続け、2013年には18・6台にまで増加しました。各台計数機の普及などが進み、ホールに省力化の波が押し寄せていることが分かります。ですから図6の従業員1人当たり売上の推移のように、売上額は近年増加しています。2000年に1億700万円だったものが、2013年には1億3900万円になっています。ざっと3割増です。

こうした数字を見ると、パチンコ店の経営で従業員にかかる比重が高くなっていることが分かります。

減少の要因は台数の増加や大震災による影響で売上が落ち込み、経営上の理由で従業員を減らしたのではないかなどの方がありません。ですから経営が安定し、従業員補充が行われた結果、グラフが上向きになったとも思われます。

図5は従業員1人当たりの遊技台数の推移を示しています。2000年に従業員1人が13台の遊技機を管理していたのが2009年に14台、2010年15・7台と増

人材育成に力を

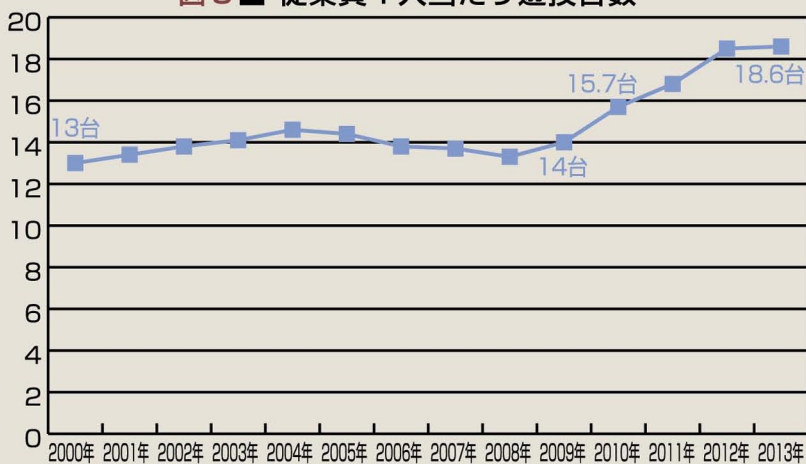
す。遊技機自体はどの店においても同じです。大当たり確率や賞球数が変わるわけではありません。その台を魅力的に見せるのは従業員です。店長をはじめとするスタッフが導入日や広告、店内のPOPなど工夫を凝らしているからこそ、同じ台でも見え方が変わってくるのです。他店との差別化を生み出すものはやはり「人」なのです。

省力化が進み、パチンコ店ではスタッフに頼ることなく遊べるようになっていきます。玉を借りるのも、出玉を計数するのも機械を相手に出来るようになりました。だからこそ、人と触れあう部分が大切になってきています。機械にはできない目配りや柔軟な対応ができるスタッフが、その店の質を高めて行くわけです。

人材育成のために

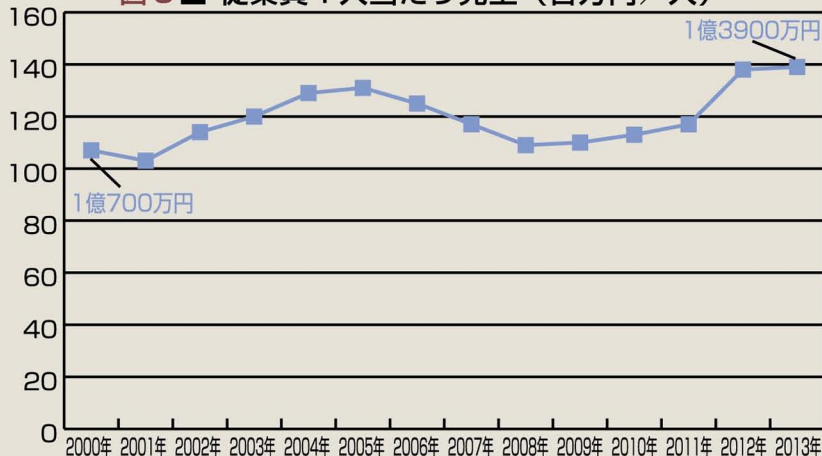
しかし、現在、パチンコ店が有能な人材を確保することはなかなか難しいようです。若年労働者層は減少し、そのわずかな労働力を他の様々な産業と奪いあうからで

図5 ■ 従業員1人当たり遊技台数



す。しかも、求めているのは、店の差別化に貢献できるような、きちんと接客ができるサービスマインドをもった人なのです。以前は、パチンコ店といえば仕事はきついもの、時給は高いというイメージがありました。しかし、今では、各台計数機の普及に伴い、肉体的なきつさは軽減されました。煙草の臭いや騒音についても改善された店が増えていきます。人材の確保のためには、給与はもちろん労働環境を整備していくことも必

図6 ■ 従業員1人当たり売上 (百万円/人)



要でしょう。また、人材を確保することと併せて人を育てることも努力すべきでしょう。採用したときから、接客が抜群に上手いスタッフなど居ません。たとえ、中途採用で接客に慣れた人材であっても、その店独自の接客ができるわけではありませぬ。従って、採用後は自店に合わせた教育をしていくしかありません。採用後にきちんとした社員教育制度があり、実績を積み重ねていけば将来の昇進や昇給に

も反映されることが分ければ、求職者が安心して応募出来るのではないのでしょうか。

働き方に変化を

今パチンコ店のスタッフが求められることは、玉箱を運ぶような肉体労働ではなく、むしろ、自分の感情をコントロールして、お客様に楽しんで貰うことを優先する接客対応なのです。他産業がきめ細かいマニュアルなどを作成、様々な場面に対応出来るスタッフ育成を行っているように時代に合わせパチンコ店での働き方も大きく変わっていくでしょうし、変わらなくてははいけません。現在行われている二交代制のシフトが最善ではないかもしれません。業務はフロアとカウンターという分担でいいのか。1人の人材が様々な業務をこなすマルチタスクという働き方も様々な業種で目立つようになっていきます。改めて人材をどう活用するか、その能力を最大限発揮できるような環境整備に目を向けることが重要ではないでしょうか。

KiK NEWS お知らせ

誓約書の申請をどこに？

機構事務局にホール責任者の方々から「店舗名を変えたのですが、誓約書関係の書類はそちらに送るのでしょうか」など問い合わせの電話がしばしば入る。組合員の方の書類は各都府県方面の遊協を通じ、組合に加入していないホールの場合は機構事務局直接の手続きとなる。問い合わせが多いので、改めて誓約書提出の手続きについて説明したい。

各地の都府県方面遊協に加入されているホールの場合(加盟予定も含む)

誓約書の提出先は所属している各地の組合になる。所定の用紙は各組合事務局が保管しており、そこから用紙を取り寄せ、必要事項を記入のうえ、組合に提出する。

当該書類は地区組合から全日遊連に送られ、処理を経たうえで機構事務局に回って来る。

組合に加入していないホールの場合

機構事務局に電話やファックスで連絡し、所定の用紙を送ってもらう。電話申し込みの場合でも、機構事務局が書類を送付するために店名、責任者の電話番号などが必要なので、結果的にファックスで申し込みをするケースがほとんど。送られてきた用紙に責任者らが必要事項を記載の上、機構事務局に返送する。

代表者の交代、店名の変更や法人名称の変更、住所の変更などの場合、すべて誓約書を再提出することになる。ただし、市町村合併などで住所の名称が変更になった場合は、再提出の必要はない。機構ホームページでのホール表示は当該ホールに確認のうえ、新住所で掲載することになっている。

機構事務局へのお問い合わせは

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063

編集後記

人口衛星が飛ぶようになって天気予報は当たるようになったが、この冬は大外れだ。

長期予報では暖冬だといっていたのに暮れのうちから雪国では大雪が降り雪下ろしの高齢者が犠牲になつていく。気象庁はあわてて暖冬ではなく寒さは平年並みなどと訂正する始末。年明けとともに検査員を各地に送り出す機構にとっては、大雪は困る。十分注意はしているが、目的地に安全に行けるかが心配だ。

雪の予想はなるべく正確なものを願いたい。(F)

蓮、大翔、陽向。陽菜、凜、結菜。昨年生まれた赤ちゃんの名前ランキ

ングの男女ベスト3である。「れんひろと・はると、ひなた・はると」「ひな・ひなた、りん、ゆな・ゆいな」と読む。経済の閉塞感などから明るさを求める「陽」が人気で、漢字1字表記が女の子の4分の1を占めるといふ。読みでは「めい」「りお」など、どう見ても横文字を連想するものも多い。午年だったので、男の子は「駿」や「馬」も目立った。

さて今年は何年。誕生してくる子供にはどんな名前が付けられるのだろうか。やはり「翔」がキーワードになるのかなど新春の気分の中で考えるのも一興では。(T)

若い頃から通勤電車などでは、で

きただけ立つていようと心掛けてきた。そんなある日、乗車して網棚に荷物を置いていたら目の前に座っていた若者が、すぐ降りますのでどうぞ、と、席を譲ってくれた。

二つ目の駅で若者は降りたし、私も遠慮なく座ったが、あとで考えてみると、若者はみると、若者は自分を老人として見たのではないかと思つて、複雑な心境になった。

電車の座席 単に見た目が老いて残念ということではない。50歳を過ぎても青雲の志を抱き続け、朝から若いファンと一緒にホールにならんでジャグラーをぶん回していたものの、確実に老いていたのだと知ってショックを受けたのである。(H)

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



遊技産業健全化推進機構



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry